

平成22年第1回森町議会定例会12月会議会議録（第2日目）

平成22年12月14日（火曜日）

開議 午前10時00分

休会 午後 1時40分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名  
議長の諸般報告
- 2 一般質問
- 3 議案第 1号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 3号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 6 議案第 4号 平成22年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 7 議案第 5号 平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 8 議案第 6号 平成22年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 7号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 8号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第 9号 平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正  
予算（第3号）
- 12 議案第10号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 13 議案第11号 平成22年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 14 議案第12号 平成22年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 15 発議第 1号 森町議会会議条例制定について
- 16 意見書案第1号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書
- 17 意見書案第2号 ヒト細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求め  
る意見書
- 18 意見書案第3号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書
- 19 意見書案第4号 人工内耳の体外機器買い替え及び電池への助成に関する意見書
- 20 議員の派遣について
- 21 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（22名）

議長22番	野村 洋 君	副議長 1番	青山 忠 君
	2番 堀合 哲哉 君		3番 長岡 輝仁 君
	4番 黒田 勝幸 君		5番 木村 俊広 君

6番	加藤玲子君	7番	宮本秀逸君
8番	川村寛君	9番	佐々木修君
10番	清水悟君	11番	坂本元君
12番	杉浦幸雄君	13番	中村良実君
14番	坂本喜達君	15番	菊地康博君
16番	服部勝見君	17番	三浦浩三君
18番	小杉久美子君	19番	西村豊君
20番	東秀憲君	21番	前本幸政君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐藤克男君
副町長	増田裕司君
総務課長	片野滋君
総務課参事	佐々木陽市郎君
出納室長	木村浩二君
防災交通課長	清水雅信君
契約管理課長	竹浪孝義君
企画振興課長	伊藤昇君
税務課長	泉一法君
収納管理課長	若松幸弘君
保健福祉課長	佐藤洋君
保健福祉課参事	成田研造君
住民生活課長	竹内明君
環境課長	横内仁司君
環境課参事	木村哲二君
農林課長	山田仁君
水産課長	島倉秀俊君
商工労働観光課長	金谷孝己君
建設課長補佐	岩瀬英一君
上下水道課長	石島則幸君
教育長	磯辺吉隆君
教育次長	香田隆君
学校教育課長	芳賀幸則君
社会教育課長	澤口幸男君

体 育 課 長	谷 口 方 規 君
給食センター長	坂 尻 正 純 君
生涯学習課長	中 島 将 尊 君
さわら幼稚園長	木 村 康 則 君
さくらの園・園長	釣 隆 吉 君
病院事務長	大久保 善 之 君
消 防 長	山 田 春 一 君
消 防 署 長	松 川 眞 也 君
砂原支所長	輪 島 忠 徳 君
町民サービス課長	野 田 勝 正 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	本 間 一 男 君
事 務 局 次 長	藤 田 司 志 君
庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 1 号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 5 議案第 4 号 平成22年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 6 議案第 5 号 平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 7 議案第 6 号 平成22年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 7 号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第 8 号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 9 号 平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第10号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 12 議案第11号 平成22年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 13 議案第12号 平成22年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 14 発議第 1 号 森町議会会議条例制定について
- 15 意見書案第1号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書
- 16 意見書案第2号 ヒト細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書
- 17 意見書案第3号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書

- 18 意見書案第4号 人工内耳の体外機器買い替え及び電池への助成に関する意見書
- 19 議員の派遣について
- 20 休会中の所管事務調査等の申し出について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は22名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、18番、小杉久美子君、19番、西村豊君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（野村 洋君） 地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第2、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、8、除雪ボランティア支援についてを行います。

○18番（小杉久美子君） 除雪ボランティア支援についてお尋ねいたします。

今年の夏は、30年に1度という異常気象による猛暑の年でした。過去のデータによると、猛暑の年は寒い冬、また大雪が予想されるということです。12月に入り、これから冬本番を迎えるわけですが、高齢者にはこの季節、除雪という重労働に不安を抱えている方がいると思います。以前には、各町内会に除雪協力者がおり、除雪活動が行われておりましたが、協力者の高齢化等により活動が休止状態となっている地域が増えているようです。新たに協力者の募集をしてもなかなか集まらないというのが現状で、頭を抱えている地域も少なくありません。高齢者や障害のある方がこの冬を安心、安全に過ごせるようふだんの生活や緊急時のための最低限の生活道路の確保が必要と思います。除雪対策として森町が主導となり、除雪ボランティア支援をしてはどうかお聞きいたします。

○町長（佐藤克男君） 皆さん、おはようございます。それでは、小杉議員のご質問に答えさせていただきます。

除雪対策は、北海道など雪の降る地域に暮らしている私たちの避けて通ることのできない課題であり、特に高齢者などが在宅生活を維持するためには冬期間の除雪対策は重要であり、ご指摘のように高齢者ご自身も不安を抱えて暮らされているものと思っております。

ご質問の町が主導となり、除雪ボランティア支援をしてはどうかとのことですが、平成9

年度より旧森町において社会福祉協議会が中心となって町内会に依頼して除雪のボランティア制度を立ち上げ、実施してまいりましたが、なかなか制度の利用が広まらず、平成18年度を最後に制度を廃止して各町内会ごとの対応にゆだねるような形として現在に至っております。ご存じのように除雪は重労働であり、また突然仕事が舞いおけるという状況に対応するためには、一般にボランティアの可能な女性や高齢者にはなかなか不向きな仕事であり、そのご質問にもありますように協力者を募集してもなかなか集まらないのが現状であろうかと思えます。ただ、実施可能な町内会などには積極的に希望者などに対応をしていただければよい改めて援助の仕組みを一緒に考えていきたいと思えます。基本的には自助努力と町内にいるご家族や地域の援助をお願いしていただきたいと思えますが、それらの援助が難しいときはシルバーセンターの利用や利用料の負担が困難な場合は町で行っている軽度生活援助事業などを活用していただきたいと思えます。ただ、実施可能な町内会や他の団体等に除雪希望者に対応していただくような援助の仕組みを築けるかどうか改めて検討してみたいと考えてもおります。また、現在も町で行っている軽度生活援助事業を活用してより広く希望者が利用できるよう制度の見直しも考えてみたいと思っております。いずれにいたしましても、除雪は高齢者世帯に限らず、全世帯において一度に降りかかる一つの災害という面もあり、自助、共助、公助を組み合わせ中、対応していかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○18番（小杉久美子君） ただいまの答弁の中では、森町の制度の仕組み等を考えるとのお答えでしたけれども、あとは介護ですか。そういう援助の仕組みも検討したいと。そういうことではあるのですけれども、この冬というか、冬の時期になると本当に高齢者というのは、軽い雪だとほうきで掃ける、あるいはまた湿った雪、年が明けたりするとほとんど湿った雪になっていくわけです。そのとき町の除雪車が入ります。その除雪車が入った後なのです。高齢者が一番大変なのはその除雪車が通った後、通路となる部分の入り口に雪が盛られて、それを置いていく。その処理が一番大変な作業だと思うのです。ふだん今の時期だとかは、そんなに何とか頑張ればできるのかなという方もいらっしゃるのではないかと思うのですけれども、その除雪車の通った後の対策が一番大変のかなと私自身思っております。

道内の除雪活動、ボランティア活動をちょっと調べてみましたが、こういう例もありました。企業と勤労者の一緒になって行うボランティア、企業と勤労者です、働く方。そういう方のボランティア組織のあるところ、あるいはまた小学生を初め中学生、高校生のボランティア活動をしているところ、あるいはまた高齢者事業団と町職員の合同のボランティアで活動をしているところ、もう一つは消防署で組織している団体のボランティア、そういうところの町もありました。このように町が主導になったり、またみずから働きかけで募集をしてこういう活動を行っているというところも多々あるかのように聞いております。

それと、もう一つ、そういう団体の方々に町というか、行政としてどう支援できるのかと

いう活動の取り組みを見てみますと、そういう除雪ボランティア団体、その団体に行政が小型除雪機の貸し出しをすると、そういうところもございました。ですから、検討するという事は時間もかかり、今年すぐ活動の取り組みというふうにはなっていないと思うのです。私自身も先ほど町長がおっしゃいました社会福祉協議会で行ってございました事業の中に除雪協力の事業がございました。この作業は、大体12月から3月までの4カ月間の間に実際雪の多い年で10回から14回の活動でした。それから、少ない年でも7回から8回、その対象者のお宅に伺って除雪をするという活動を行ってございました。先ほど町長もおっしゃいましたように、本当に協力者は年々年を増していきますので、なかなか大変だということで打ち切られたわけです。その協力者の1人の方は1人で2件抱えて、自分の家をかき、それから隣近所ならまだいいのですが、なるべく近いところをお願いしているのですけれども、それでも手が足りず車でスコップを積んで遠くまで行ってかいてあげると、そういう方も中にはおりました。この除雪の協力は、できれば町内会で見守り活動を始めて、そういうところで協力可能な方がいれば、それが一番いいことなのでしょうけれども、高齢者の世帯というのがどんどん増えてきて、協力もなかなか難しいのかなと思っております。

それで、町長にもう一つお伺いしたいのは、今言ったように行政からそういうボランティアを募るお願いをしたりだとか声がけする、そういう働きも必要だと思うのです。今年度の町長の執行方針を見ても高齢者福祉としては、この日本一お年寄りを大切にするまちづくりを目指しているともございます。ぜひこの除雪ボランティアの支援に対してもう一度何かいい方法がないのか、町として何ができるのかをもう一度ご答弁いただきたいと思っております。

○町長（佐藤克男君） 今小杉議員から非常に参考になるお話をいただきました。企業、学生、また高齢者、また町の職員または消防団等々の活用はどうかというようなお話でございましたけれども、非常に私はいいいことではないのかなと思っております。学生のほうには、実は今まだ答えはいただいていません。高校と中学校に実はしていただけないかという依頼はしてございます。まだ答えのほうは返ってきておりませんが、そういうようなお願いをしてございます。我々が小さいころには、よく除雪もさることながら浜で魚がとれると学校が休校になって、そして手伝いをしたものでございますけれども、私はこういう雪が降ったときに学生が年に何回か雪かきをするというようなことも一つの地域の人と関連を持つ、また地域のためにボランティアをするという意識の向上のためにこれはいいことではないのかなと、そのように思っております。

それと、非常に参考になったのは小型除雪機を貸し出すという、そういうところもあるのだという話がありましたけれども、各消防団にそういう小型除雪機を何台かずつ置いておいて、そういうようなことも、それも可能ではないのかなと、そのように思います。ですから、消防団というのは、これは主には火事があった場合、災害があった場合ということでございますけれども、そういうものも相談してみる、または学校にもまた相談してみる、また企業にも相談してみるということも大切なことだと、そのように思っております。ですから、今小杉議員からお話があったことは早速これは検討して、この冬に間に合うようなことも考

えてみたいなど、そのように思う次第でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○18番（小杉久美子君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 18番、小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、9、地方公営企業法の全部適用について、ワクチン接種の助成についてを行います。  
7番、宮本秀逸君の質問を行います。

初めに、地方公営企業法の全部適用についてを行います。

○7番（宮本秀逸君） おはようございます。きのうの一般質問と重なる部分がありますが、  
れども、通告してございますので、一般質問させていただきます。

地方公営企業法の全部適用について。去る10月に松前町への視察研修を行ったところ  
ありますが、病院の視察を含め町立松前病院の運営に関して、黒字化への取り組みについて詳  
しい説明を受けました。地域医療に対する町、それから医師の並々ならぬ決意と実践に感動  
すら覚えたものであります。松前病院の改革の中で最も注目すべきは、地方公営企業法の全  
部適用であると思われま。森町の国保病院の運営についても改善が急がれておりますが、  
今後の取り組みの中でこの全部適用が必要と思ひます。町長の所見を伺ひます。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 宮本議員のご質問にお答えさせていただきます。

町立松前病院の地方公営企業法の全部適用について、当国保病院においても全部適用が必  
要と思ひますがとの質問ですが、公営企業法全部適用については当国保病院の今後の運営形  
態としての選択肢の一つとして、現行から見ても一番取り組みやすい方法と言ひても良いかと  
思ひます。ただし、松前でお聞きしてきたと思ひますが、町立松前病院の全部適用につ  
いては森町とは違ひ医療環境であることや地域の目指す診療に職員の意識改革が図れたこと、ま  
た臨床研修制度による初期研修プログラムや独自の家庭医養成プログラム構築等、現院長の  
診療姿勢、地域医療に対する理念や方針等の影響が松前町立病院における全部適用による成  
果ではないかと思ひております。

では、森町は今後の経営形態についてどうして行くのかということになりますが、全部適  
用ありきでは現状の国保病院が変わるわけではありませ。現在病院医師との懇談の中で、  
今後の森町の医療状況を踏まえた国保病院のあり方への模索の中で、今後病院運営委員会や  
町民との懇談等で方向性を見出し、その後一部適用のままか、全部適用か、独立行政法人化  
か、または指定管理者かなどについて慎重に検討したいと思ひております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○7番（宮本秀逸君） きのも同じような質問がございましたので、そういったことにな  
ろうかと思ひますが、この病院の問題につきまは相当その関係の方々、もちろん町長を  
初め事務長、それから病院の内部の方、それから議員サイドもあらゆる人たちが大変な思ひ



をいたして改革をしなければならぬという状況にあるわけですね。それが町長は今町長につかれて2年目なのですけれども、その間に相当なやっばりやりとりも実はあったと思います。そして、事務方の苦労もあったと思います。そういったことをしんしゃくしまして、もうそろそろやはりある程度の決断を下す時期に来ているのではないかと、こんなふうに私は思うのです。そんなときにたまたま松前病院の視察に行くチャンスがありましたので、本当にびっくりするくらい真剣に取り組んでおられるなというふうに思ったのです。その背景には、今おっしゃったような町を挙げての取り組みもありましたでしょうし、それから環境の違いももちろんあるでしょうけれども、やはり町の長たる方々の姿勢と申しましようか、取り組みのいかんと申しましようか、それがあつたればこそその全部適用に至った経緯だというふうに私はとらえました。そんなことを考えたときに、ある程度結論を下すような時期に来ていることを考えましたら、やはりこの近々にこういう方向でやりたいというようなことを町長から示していただきたいというのが恐らく大方の人たちが望んでいることではないかと、こんなふうに私は思います。

そこで、この全部適用がどうかという質問をさせていただいたのですけれども、今おっしゃられたように順序を踏んでいかなければなりませんから、それはそれとしまして、現段階での町長の個人的なといいますか、町長の腹としてどうしたいのだみたいな、そんな話を実は聞きたいなと、こんなふうに思って質問したところでございますので、その行程は行程としまして、町長の腹づもりをぜひ聞かせていただきたいと、こんなふうに思いますけれども。

○町長（佐藤克男君） 町長の腹づもりはということなのですけれども、私としては何度も院長とお話をしてまいりました。しかし、現院長との間では話が平行線を保ったままということです。何が保ったままかという、これは私は患者さん第一主義ということを絶えずお話をさせていただいております。しかし、院長の考え方はどちらかという、私にはそんなこと言いませんけれども、医師第一主義、そして職員第一主義というようなふうな考え方が非常に強いと、そのように私には見えております。これではこの改革、現院長のもとでは改革はすこぶる困難なことかなと、そのように思っております。まず、組織の前にやはり患者さん第一主義、町民第一主義というようなことを私はしなければいけないと。私も松前へ行ってきまして、松前の町長とも親しくしておりますので、松前の町長にもいろいろお話を伺ってきました。やはり昨年、1年前にこの全部適用にするのに現院長が4年間も費やしているのです。そこに来るまでの間です。それには、現木村院長は徳洲会病院という非常に患者様を第一主義ということで、患者様のことを思い、そして365日24時間いつでもどうぞという姿勢を貫く病院でございます。そこで長年経験を積んでこられた方でございます。ですから、そういうものを職員に徹底して教えて、そしてもちろん医師もその間に何人も古い医師はやめていって、そしてそのかわり入れかえをしながらやってきて、ようやくこの黒字化もできるところにいったと。ただ、黒字化といっても町からのお金が、1億円強のお金が入っているというふうに私は伺っておりますし、現実そのようでございます。でも、町民の皆さんが信頼できる、そして、ああ、ここなら安心だねと、うちには町立があるねという

ことでなっているという点について私は非常にこれは成功した一番の原因かなと、そのように思っております。やはり何についてもトップが肝心ではないのかなと、そのように今は思っております。

そして、議員のおっしゃるようにもうそろそろというお話がありましたけれども、私も実はもうそろそろだなと、もうこれが限界だなと、そのように思っている次第でございます。ですから、これから改革について、今までは現院長に2年間いろいろと私はお話ししてきましたけれども、もう限界であろうなど。ここでやはり町としてこれを決断しなければいけないところに来ているのではないのかなと、そのように今思っているところでございます。また、今月もお話し合いをさせていただく予定になっておりますので、そういうところでもこれは話をしていかなければいけないと、そのように感じているところです。

以上でございます。

○7番（宮本秀逸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 地方公営企業法の全部適用についてを終わります。

次に、ワクチン接種の助成についてを行います。

○7番（宮本秀逸君） ワクチン接種の助成について。道は、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3種類のワクチン接種について、新たに助成を行う市町村に対して助成に係る事業費の半分を補助することを発表いたしました。3月会議の一般質問で森町でも公費助成をすべきだと主張したところであります。町長からは、ぜひやりたいという前向きな答弁をいただいておりますが、その後の経緯と今後の取り組みを伺います。また、無料クーポン券による検診の実態も伺います。

○町長（佐藤克男君） 宮本議員のご質問にお答えさせていただきます。

がんは、我が国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間30万人を超える状況です。しかし、診断と治療の進歩により早期発見、早期治療が可能となってきたことから、がんによる死亡者数を減少させるためにはがん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であり、特に女性特有のがんについては検診受診率が低いことから、受診勧奨事業方策の一つとして女性特有のがん検診推進事業を実施しております。

さて、ご質問の子宮頸がんワクチン接種事業の3月会議後の経緯と今後の取り組みでございますが、3月29日に公明党森支部女性局から子宮頸がんワクチン接種費用に対する公費助成に対する要望署名がございました。署名人数は1,300名でございました。また、北海道では国の厚生科学審議会予防接種部会において、このワクチンのあり方についても検討される予定であり、引き続き公費負担の早期制度化が図られるよう積極的に国に要望していくとし、当町もこのような流れを踏まえ、その動向を注視しながら検討を重ねてまいりました。ご承知のとおり、さきの国会で補正予算が成立し、仮称ですが、子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例交付金により都道府県に基金を設置し、平成23年度末まで2年間でございますけれども、市町村が実施する子宮頸がんワクチン等予防接種事業に対して助成することになって

おります。なお、要綱等の詳細について今後示される予定となっておりますので、ワクチン接種の実施に向け作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、無料クーポン券による検診受診状況であります。子宮頸がん検診の受診状況でございますが、今年の10月末現在では対象者431名のうち受診者41名となっており、昨年の同時期の2倍程度となっております。しかし、これは実施時期が昨年は9月から、今年は7月からとなっているためでございます。

以上、お答えさせていただきました。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（宮本秀逸君） この通告書を出したのは12月6日でございます。たまたまその6日の夜にNHKの「クローズアップ現代」でこの問題の特集してございました。日本でなぜワクチン接種がおくれているのかということの特集してございまして、大変参考になりました。本当に国の対応のおくれがあらゆる場面に影響しているなというようなことでございまして、先進国の中では本当に恐らく最下位の状態であろうというような状況でございます。そんな中で、私どももこれを訴えてきたわけでございますけれども、なかなか進んでいかないというのが現状でした。最近になりまして、今答弁ありましたように国でも一歩前進の形をとってきたようでございます。

この問題を取り上げるに当たりまして、がんの中ではただ一つ予防できるがんということと、それから女性に対する問題なのです。どこの町村もそうですけれども、非常に少子化ということになってございまして、女性をいかに大事にするかというのが強調されてございます。これは、もう今さら強調するまでもないのですけれども、そういった優しい社会というのでしょうか。女性に優しい社会というのでしょうか。そういったものが今非常に望まれている状況です。単なる助成をすれば、それでいいという問題ではなくて、社会の底辺から変えていこうというものがなければ、やっぱりだめだと思っております。そういったことが広まって、最近では恐らく報道では300ぐらいの自治体で全額補助しているやのことを聞きました。その中で3月に訴えたわけですが、国の推移ということと、あわせて考えていくというような町長の話でございましたけれども、できれば全額町費でやっぱり助成も中に入れて、全額助成しながら女性を大事にできるような、そんな社会をつくっていくべきであろうと、こんなふうに私は思うのです。恐らく試算なさっているでしょうから、試算なさったと思いますから、今各自治体で行われているのは大抵十二、三歳の子供に対する接種です。恐らく試算なさったと思いますから、森町の場合、例えばそれをやるとしたらどのぐらいの金額がかかるのか。また、それは全額助成というのは不可能なのか。そういったことをちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課参事（成田研造君） お答えいたします。

今回の国の事業でございますが、中学1年生から高校1年生までが助成対象者となっております。まして、当町で今把握しているのは330名程度で、全額で1,400万程度、これの2分の1でございますので、700万程度が町の持ち出しというふうになります。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 子宮頸がんのそういう予算がもし全員やるとすれば700万ほど町費になるという今報告でございました。これについて、やはり前向きに検討すべきことだろうと、そのように思っております。ただ、女性に優しいまちづくりなのですけれども、先ほど発表ありましたように430名の対象者にあつて41名のしか受診されていないということでございます。ですから、これは町全体がそういうものに対して積極的に進めるべきかなと、そのようにも思っております。ただ、子宮頸がんについては私の中に入ってきている情報では、今日本で使われるワクチンはヨーロッパの菌のものになっていると。そして、日本で起きている子宮頸がんの菌とは違うのだという話もございまして。ですから、余り行政が積極的にやいなさいということについては、このワクチンというのは非常に慎重に期しなければいけない。やはり本人の希望というものもしっかりと聞いて、そして進めなければいけない事業かなと、そのように思っておる次第でございます。今後とも前向きにこの件については取り組んでいきたいと、そのようにも思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（宮本秀逸君） 渡島管内で今たしか長万部はやっていますね。それから、鹿部もやっていると。それから、函館でもやるというようなこと、この間の新聞に出ておりました。それから、ちょっと飛びますが、札幌市でもやるという方向になってきていると思うのです。今数字を伺いましたけれども、どういう人たちを対象にするかということで金額は当然変わってくるわけなのです。金額は変わってきます。例えば1学年の人たちを順番にやっっていこうとしますと、対象者も減ってくることもありましようし、またいろんな推移が出てこようかと思ひます。

それで、ちょっとくどいようですけれども、出生率の低下、それから私この時期になりますと、去年はたしか自殺のことで一般質問したのですが、森町の自殺者というのは全道的に見ても圧倒的な数字なのです。そして、森町の男性の平均寿命、これは全道最下位でございます。全国でもワーストテンに入るくらいの勢いくらいだと思います。非常に産業が活発な割には命がおろそかにされているという雰囲気が私には感じられます。

今クーポン券がどうかというお話を伺いましたら、これくらいしか受診率がないという話でございました。非常に残念なことなのですよ。残念なことです。せつかく無料のクーポン券を用意してもそれだけしか受診してくだらないという、そういう状況でございますか

ら、町長として私たちが望みたいこと、私が望みたいことは、そういった町の空気をぜひ一掃してもらいたいということなのです。やはり日本一お年寄りを大切にするまちづくりをというふうに町長は訴えられましたけれども、同時にやはりこういった命を大切にするようなまちづくり、そういった環境づくりを町長としてやっぱりやられるべきだと、こんなふうに思います。その一環として、この子宮頸がんもそうですし、あるいは小児用ワクチンもそうになってきましょうし、ヒブもそうでしょうし、全部関連がございますから、そういったことを町費で例えば全額やるぞというような、そういった意気込みがやはり私は町長として必要だと、こんなふうにも思うのです。町長は、非常に改革に意欲的な方でいらっしゃいますから、恐らく多くの町民が町長に期待している部分はそんなところだろうというふうには思っているのです。町長にはぜひやれる力お持ちでございますから、やっていただけたらと、こんなふうに思います。

これは、決して私どもが党で取り上げたとか、署名とかというだけではなくて、確かに署名のときは3月7日に、ちょっと寒いときにやりました。1,300の署名をいただきました、町長にお届けしたのですけれども。それは、単なるこういった成果的なものを焦ろうということではございませんで、今申し上げましたように全道一自殺者が多いとか、男性の平均寿命が最下位だと。日本国1,800の自治体の中で悪いほうから何番目かですから、受診率もこれだけだと、一生懸命やっても。そこをやっぱり変えていかなければならないと思うのです。変えていくために、やっぱり町長の力というのは相当なものが私はあると思うのです、さっきの病院の改革もひっくるめて。そこがまだ町長の思いが届いてないのか、受け入れ態勢が悪いのか、発進力が弱いのかわかりませんが、まだまだ私は弱いと思います。そんなことをひっくるめて私は実は質問をしたつもりだったのです。ですから、今いろんな改革をやられて、お金も捻出されておりますけれども、お金も捻出されますね、いろんな改革をされて。その振り向けようで500万や700万のお金というのは、悪いけれども、簡単に出てくるのではないかと私は思うのです。そのお金をどこに使うかという問題なのです。私は、やっぱり命を大事にするような、そういったまちづくりをやっていただきたいと、こんなふうに思うのです。そうでなかったら、やっぱり寂しい町になってしまうのではないかと思います。

私は40年前、ちょっと話長くなって申しわけないですが、本当にこの町に住んで、産業的にも気候的にもすばらしいところだなという気持ちで私は40年住んでおりますけれども、腰かけではなくて。ただ、残念なのは今言ったような命を大切にするという部分がこういった数字からも全然出ていないなというふうに思うのです。ちょっと生意気のようにございますけれども、ぜひ町長の決意をいま一度聞かせていただきたいと、こんなふうに思うのです。特に今おっしゃられた国の助成だけに頼るような姿勢ではなくて、やはり町としてこうやっていくのだというような意気込みといいますか、決意が私はやっぱり必要だろうと、こんなふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○町長（佐藤克男君） 宮本議員のご質問にお答えさせていただきます。

やはり森町が自殺者が全道でも一番多い、また男性の平均寿命が全道一低い、また全国でも1,800自治体の中でも非常に上位に悪いところでランクされているということについては不名誉なことでございます。やはりこれは解消していかなければいけない。これには、私はただ単に命を大切にしましょうということだけではなくて、やはり宗教観、そして哲学、そういうものも含めて町民に発信していかなければいけないと。それは私、やっぱり町長がそういうことについて発信していかなければいけないだろうと、そのように強く感じている次第でございます。やはりこういうものは一朝一夕にすぐ解決するものではなくて、時間をかけてやっていかなければいけないと、そのように思うわけでございますけれども、その中で子宮頸がんの町費の全額負担はぜひやるべきだという議員からのご提案ですけれども、私もそうできたらいいなと、そのように思います。ただ、この福祉事業についてはいろんな案件がありまして、その優先順位も含めながら、この子宮頸がんについては若い子供たちが将来がんにかからず、そして病気にならずに、そして子供を一人でも多く産んでもらうためにも非常に必要な案件でございますので、これは上位にランクされるべき案件ではないかなと、そのように思っているわけでございます。ぜひこれは町長だけではなく、議員の皆様も含めて町全体でこれは先ほどの自殺、これが一番多い、そして男性の平均寿命が全道一低いということについては、我々全員でこれは考えていかなければいけない大きな問題であろうと、そのように思います。ぜひ私のほうからもまた議会のほうにこの件についてはいろんな提案をさせていただきますので、これについて議会の協力も要望する次第でございます。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 以上で7番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、10、ごみの分別について、町税等の公平な負担実現のために、5番、木村俊広君の質問を行います。

初めに、ごみの分別についてを行います。

○5番（木村俊広君） 通告文に従い、質問させていただきます。

各家庭での身近な問題として、ごみの分別があると思います。分別の種類も大変多く、決められたごみを指定日にきちんとした形でごみステーションに出さなければなりません。しかし、十分注意し、分別したつもりなのに自分のごみがステーションに残っているという経験をした町民の方もたくさんいると思います。このような経験をした方は大変な苦痛を感じ、近所の目もあり、場合によっては重大な精神的ダメージを受けるということもあるかもしれません。町では、平成19年5月に森町家庭ごみ分別大辞典を発行し、その後変更になったものについては随時町広報に掲載しております。しかし、変更されたものを町民がすべて把握しているとは考えにくいので、改めて保存版森町家庭ごみ分別大辞典を発行することにより正しいごみの分別、減量、そしてごみによるストレスの軽減を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 木村議員のごみの分別についての質問にお答えさせていただきます。

平成18年4月のリサイクルプラザ稼働に伴い、ごみの分別が7種類から11種類に増えまし

た。町民の皆様には大変努力をいただいております、おかげさまでごみのごみではなく、資源として有効に活用されております。さて、一方では木村議員ご指摘のように十分注意し分別したつもりなのにルール違反シールを張られ、収集されなかった事例があり、それをストレスと感じている町民の皆様がいらっしゃるということも事実であろうと思います。リサイクルプラザ稼働以来、環境課には毎日20件以上の分別の問い合わせがあります。平成19年5月に森町家庭ごみ分別大辞典を発行したのも問い合わせの多さに対応するためでありました。このとき全戸配布と毎年の転入者配付用のために1万1,000部作成し、作成費用は73万5,000円かかりました。5年間対応できることを想定して作成した経緯があります。今まで分別の変更や問い合わせの多いものは随時町広報でお知らせしておりますが、時代の変化とともにごみ質や種類が毎年変わり、初回分別大辞典では対応し切れなくなっていることも事実です。しかし、作成費用のこともあり改訂版の作成については変更する内容のボリュームがある程度に達してからと考えており、そのための準備として追加する分を日常業務の中で整理しております。改訂版を作成するとき、町民の皆様が必要とする内容や読みやすさといった使い勝手のよさが重要と考えますので、検討する時間をいただければと思います。当面町民の皆様におかれましては、わからないことがありましたらお気軽に環境課にお問い合わせいただければと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（木村俊広君） 大変費用もかかるということで、そうそう頻繁にはやられないということなのですけれども、その必要性については町長も単身でいらっしゃるので、十分承知のことだと思いますけれども、そこで一度にこれを、改訂版を一気にやるということになると、これはなかなか大変なことなので、場合によっては年ごとに、例えばこういう1枚物でこういう変更がありましたよというものを1枚改めて出してもらえれば、そういったことでも大分改善できるのかなというふうに思うわけですが、それであれば経費のほうもそんなにかからない。それで安心をある程度買えるということなので、そんな形も考えてはいかがかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 木村議員からのご提案で、1枚物でもそういうものを配られたらどうかというお話でございます。これは、早速できることでございますから、これについては前向きというか、やるという形で検討させていただきたいと思います。早期にそれはさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 木村議員、よろしいですね。ごみの分別についてを終わります。

次に、町税等の公平な負担実現のためにを行います。

○5番（木村俊広君） 今日の社会情勢は、変革の激しい時代に直面している中において、町民の価値観や生活意識は多種多様化し、求められている行政サービスも多岐にわたっていると思います。行政サービスの経費は、経済成長を背景とした税や地方交付税の増収により

賄われてきましたが、今後の行政は簡素化、効率化を図り、地域との協働がますます図られなければならないと考えております。行政サービスの1つとして各団体への補助金がありますが、その補助金をめぐり町税との関連による不公平感をよく耳にします。これらの補助金は、森町補助金交付規則、森町産業振興奨励補助規則に基づいて交付されている現状だと思えますが、下記により質問いたします。

森町産業振興奨励補助規則では、個人については本人及び家族、団体については当該団体構成役員にそれぞれ町税の滞納があるときは補助の対象から除外するとありますが、森町補助金交付規則ではその記述がありません。その理由はなぜなのか、また内容を統一するべきではないのか。

森町補助金交付規則、森町産業振興奨励補助規則によりそれぞれ交付されている補助事業は幾つあり、どれだけの額となっているのか。また、補助金を交付する際、申請者が町税を滞納しているかどうか、町としてどのようにチェックして補助金を決定しているのかお尋ねします。

○町長（佐藤克男君） 木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の2規則についてですが、森町補助金交付規則は福祉の向上、教育の充実、産業の振興など広く町の振興の発展に寄与されるであろう事業に対し補助しようとするものであり、森町産業振興奨励補助規則は産業振興上、適切な事業を推進することを目的としており、森町補助金交付規則と比べてその対象範囲が限定されております。また、森町補助金交付規則の補助対象が団体に限られているのに対し、森町産業振興奨励補助規則の補助対象は個人に対しても補助が認められております。一方で、ご質問のとおり町税の滞納がある場合においては、その補助対象から除外するものとしております。補助対象団体または個人が公金により補助するに足りるかどうかについては、どちらの規則で補助する場合であっても審査は行いますが、特に森町産業振興奨励補助規則については補助対象が個人にまで拡大されていることを受け、税の滞納者を補助対象から除外する旨を明記したものであります。内容を統一すべきではないかというご質問については、前向きに検討したいと思います。

ご質問の2規則によりそれぞれ交付されている補助事業数及びその額ですが、平成21年度の実績で森町補助金交付規則により交付されている補助事業数は37、補助金額は8,852万9,473円となっております。一方、森町産業振興奨励補助規則により交付されている補助事業数は17、補助金額は4,459万799円となっております。また、申請者が町税を滞納しているかどうかについては、対象者の納税状況を確認することとなります。当然納税状況は個人情報に当たるものですが、森町個人情報保護条例第8条第1項第5号で規定しております個人情報の目的外使用が可能な場合の1つ、当該利用が所掌事務の遂行に必要なものであり、かつ本人の権利、利益を不当に侵害するおそれがないと認められるに当たるものとして適正に処理されております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。



○5番（木村俊広君） この補助金に対しまして、まずちまたのうわさといいますか、そういった部分では、いやいや、あのやろう、金も払っていないのに補助を受けているとか、そういうような話が頻繁に耳に入ってくるのです。そういうこともあって、その辺を厳格にやっていたらいけないのかなど。そしてまた、森町は収納率が大変低いということで、その辺の絡みもあるのかなど。やっぱりこういう団体だとか、我々議員もそうですけれども、諮問機関であるとか、指導的なそういう立場、そういう役になる人はやっぱりちゃんと払ってもらわなければならない。将来的に若い世代の人たちが何だと、払っていなくてもああいいう役やれるのかとか、そういう空気を感じて払わないというような、そういうことになってはいけないと思うので、やっぱりこの辺のことは厳格にしていかなければならないと。また、同じ滞納をしてもいろいろな事情があって補助を受けなければならぬと、そういう方も一方いるかと思えます。そういうこともあるかと思えますので、これは統一を図ってもらって、なおかつ滞納者に対する条例というものも七飯さんのほうでちょっとやっていますけれども、そういうものを参考にしながら今後条例整備だとか、そういうものもやってもらいたいなと思っております。

また、たしか鹿部さんが収納率が急に高くなっているのですよね。その辺の理由というのは私も確認していないのですけれども、町のほうでその辺何か情動的に実はこういうことをやっているよとか、そういうのがあれば、そういったものも参考にしながらやっていただきたいなど、そのように考えているわけですが、その辺のことを町長としてどのように考えているのか、再度お願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午後11時01分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務課長（片野 滋君） 私のほうから1点、ちょっと答弁させていただきます。

後段のほうに収納率の関係で、七飯さんのほうでちょっとやっているという、七飯がやっているということで、恐らくそれについては行政サービスに対する制限の問題だと思うのですが、それについては七飯に限らず、たしか八雲町さんでもやっていたと思います。ただ、この部分については、私どもの考えとしてはある意味、滞納と行政サービスの制限、ここについてはやはり慎重に考えるべきでないかという部分でございます。現在その収納に対しては、税務課とは別に収納管理課も設定して、その中で収納対策事業を行っておりますので、いわゆる町民におかれましては自治法、また憲法の中にも役務の提供をひとしく受ける権利を有するという文言もございますので、住民サービス、行政サービスの制限については慎重に考えていきたいと、このように考えております。

○税務課長（泉 一法君） それでは、鹿部町の関係でございますけれども、私のほうから

ちょっとお答えしたいと思います。

鹿部町につきましては、保険税のやっぱり収納率が上がったというのは私たちもお話を聞いております。お話を聞いたところによりますと、納税者と、それから町の職員との会話が結構積極的に何かそういう話しかけというのだろうか、そういうお話をしているということが1つと、それから納税相談も積極的に取り組んでいるという、そういうことで何か収納率がアップになったというお話をちょっと伺っております。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 木村議員の税の不公平感というのは、これはなくさねばいかぬということでございますけれども、全くそのとおりでございまして、今ご存じのように、ご案内のように森町では収納管理課というものができて、私の手元に来る書類の約3割は税務課、そして収納管理課から来るようなところであります。以前は、ほとんどがなかったのですけれども、今は非常に活発に動いております。多分鹿部町ほどになるかどうかはわかりませんが、私の今計画している今年度88%、次年度90%、その次に92%という予測のもとに多分いくのではないかなと、そのように思っております。その目的を達成するために収納管理課を設け、そして今頑張っているところでございます。一昨日も、日曜日役場に来ましたら7時まで窓口相談をしておりましたし、また日曜日だけではなく土曜日もそのような格好をとっております。また、ご自宅への訪問、また滞繰については、これはもう差し押さえもかなり頻繁に行っております。金額の少ない多い関係なくこれもやっております、非常に私はかなり期待できるのではないかなと、そのように思っております。やはり専門の人間を設けるということについては非常に大切なことだと、そのように思うし、またやはり税というのは不公平感があってはいけないということをこれは私も絶えずそう思っておりますので、今後ともある意味厳しく対応をさせていただこうと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○5番（木村俊広君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 以上で5番、木村俊広君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午後11時16分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第1号 森町手数料条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（山田春一君） 議案第1号についてご説明申し上げます。説明資料といたしまして資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願います。

本案は、森町手数料条例の一部を改正する条例制定についてでございます。このたび一部改正につきましては、大きく分けて2つの改正点がございます。1点目といたしまして資料1、1ページ、新旧対照表、現行、第2条第1項第17号において土地、建物に関する証明手数料が1件につき一律300円となっておりますが、改正案では住宅用家屋証明手数料について管内市町村等における同手数料の状況をかんがみ1件につき1,300円とし、他の土地、建物に関する証明手数料と個別に規定しようとするものでございます。

2点目といたしまして、特定屋外タンク貯蔵所及び準屋外タンク貯蔵所の設置許可等にかかわる審査事務の効率が図られたこと等により審査事務の実費に変動が生じていることが判明したことから、特定、準特定屋外タンク貯蔵所の設置と許可、完成検査前検査及び保安検査の審査にかかわる手数料を引き下げるものでございます。資料1、1ページ、別表から7ページまでの新旧対照表下線部をご参照願います。約7%の引き下げとなっております。

なお、施行日は平成23年4月1日からとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第2号 森町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（山田春一君） 議案第2号についてご説明申し上げます。説明資料といたしまして資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。

本案は、火災予防条例の一部を改正する条例制定についてでございます。このたびの一部

改正につきましては、大きく分けて3つの改正点がございます。1点目といたしまして、燃料電池でこれまで実用化されている固体高分子型、磷酸型及び溶解炭酸塩型の燃料電池に加え、固体酸化物型燃料電池が実用化されたことに伴う改正でございます。資料2の1ページ、新旧対照表下線部をご参照ください。第8条の3第1項中、現行、又は溶解炭酸塩型燃料電池を溶解炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池に改め、同条2項中、現行、固体分子型燃料電池、次に改正案、又は固体酸化物型燃料電池を加えるものでございます。

2点目といたしまして、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備に関する省令の一部改正に伴うものでございます。同じく資料2の1ページ、下線部をご参照ください。複合型居住施設に住宅用火災警報器を設置しないことができる場合として、一定のスプリンクラー設備、自動火災報知設備を基準により設置した場合については設置を免除するものでございます。第29条の5第3項中、現行、第3条第2項第2号を改正案、第3条第3項第2号に改め、同条4号中、現行、第3条第2項第3号を第3条第3項第3号に改め、引き続き資料2の2ページ、下線部をご参照願います。同条5号中、現行、第3条第2項第4号を改正案、第3条第3項第4号に改め、同条に次の1号を加える。

第6号であります。3点目といたしまして、個室型店舗における外開き戸自動閉鎖装置についてでございます。同じく資料2の2ページ、下線部をご参照願います。改正案、第46条の次に次の1号を加える。カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレホンクラブ、個室ビデオその他これらに類するものの個室に設ける外開き戸のうち避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとする。

施行日は、平成23年1月1日からであります。なお、経過措置につきましては議案第2号に記載のとおりであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第3号 森町福祉灯油等の助成に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第3号の森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について説明申し上げます。説明資料により説明させていただきます。資料の別冊7のほうをごらんいただきたいと思います。

本条例案は、昨年度に引き続き冬期間の暖房費の一部を助成しようとするものでございまして、条例内容につきましては昨年度とほぼ同じ内容となっております。

まず、第1条でございすけれども、本条例の目的を記載してございます。読ませていただきます。目的、第1条、この条例は、冬期間の増嵩経費に対応するため、町内に居住する老人世帯、重度心身障がい者世帯、母子世帯等の生活困窮者に対し、暖房費の一部を助成することにより経済的な負担の軽減を図り、もって福祉の向上に資することを目的とするというふうになってございます。

次に、第2条でございすが、助成の対象となる世帯を規定してございます。第2条、助成の対象条文でございすけれども、第2条、助成する対象は、平成23年1月1日現在の住民基本台帳に記載され、次の各号のいずれかに該当する世帯のうち町民税非課税世帯とする。ただし、対象世帯のうち生活保護による生活保護を受けている世帯、該当となる障がい者等が社会福祉施設等に入所している世帯及び世帯の全員が長期入院世帯並びに冬期間町外に滞在している世帯を除くものとするというふうになってございます。それから、対象者については下記のように1から7番まで列記をしてございますので、後日参考にしていただきたいと思います。

それでは次に、2枚目のほうをお開き願いたいと思います。第3条につきましては、灯油の支給量を規定しております。今回も1世帯当たり50リッターとしておりますが、灯油以外の暖房を使用している世帯については相当金額を支給できるよう規定してございます。

第4条は、助成方法を規定しております。助成は、灯油給油券もしくは相当金額を対象世帯に交付することとします。

第5条は、手続を規定してございまして、給油券等の交付を受けるには申請が必要となります。

第6条は、給油券の有効期限を規定しております。

最後に、附則でございすが、施行期日として本条例が3月31日限りとなることを規定いたしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。

○2番（堀合哲哉君） お聞きしたいと思います。

これで3年目ですよね。3年目です。違う。4年目。失礼しました。1年少なく言って申しわけございません。来年はどうなるかというようなことはよくわからないのだけれども、

4年続けると毎年こういう提案ではなくて毎年これを行うのだと、こういう条例に変えることできないのですか。これが1つお聞きしたいのです。

それから、もう一つは、第2条のかかわりで、ご承知のようにこれからは生活保護は抜かされるわけですね、世帯。冬季暖房料のほうが入るからだという理由だと私は思うのだけれども、高齢者の生活保護を受けている高齢者というのは高齢者加算も削られてしまったままでしょう。復活していないのです。それでなくても大変なのですから、ここからそこをはじくというのはいかがなもののかなど。生活困窮程度は一緒ですよ。そうしたら、やっぱりそれも中に入れて考えてあげなければ、本当に福祉なのですかというふうになってしまうのではないだろうか。この2点についてお伺いしたいと。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） お答えします。

まず、1点目でございますけれども、本事業は平成19年度から灯油の高騰を契機として始まった事業でございます。20年、それから21年度と実施してまいったところでございます。昨年度あたりからリッターが70円台と低下してきましたけれども、本年度に入ってもまた80円、その年の今ごろの時期の予想では必ずこの冬は上がると。昨年もそういう状況でございましたし、今年も石油情報センター等の見通しによりますと、これから原油価格が上がるとい見通しの中で今年も実施しようということで今回提案させていただきましたけれども、こういうふうにならざるを得ないのであれば恒久的なものにしたかどうかというご質問だと思いますけれども、私どもも毎年毎年こういうふうにするのもなかなか大変なものがありますけれども、これからたまたま来年高齢者保健福祉計画の改正の年にもなっておりますし、今後こういう部分につきましても総体的にどうするかということもその中でも考えながら、今年度はこういう形でやらせていただきたいと思っておりますけれども、次年度以降につきましてはそういう計画の中でもある程度検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の生活保護者にも支給したらどうかというご質問ですけれども、これにつきましては、よその町のことを言ってもあれですけれども、どこの町もやはり生活保護については冬期間の加算がたしか1人世帯だと1万8,000円くらい加算されるというふうにも聞いておりますし、あと補助上も生活保護者はたしか入れないというふうにもなっております。たしか七飯町だけ前に入れたと思っておりますけれども、あと全市町村は生活保護はやはり対象から外しているというふうになっておりまして、森町におきましてもそういうことを勘案しながら生活保護者については除かせていただいているという現状でございます。

○2番（堀合哲哉君） この条例が灯油の価格の動向によって来年もあるかもしれないし、なくなるかもしれないというお話をされました。これそもそも始まったのが大幅な灯油の値段の引き上げがあって、こういう福祉政策をとりましょうということで始めたものでしょう。でも、その後ある程度急激な高くなった時期よりも下がってきているわけですが、現実には。でも、町の心として、佐藤町長の心としては続けていると理解しているのだけれども、ならばこの北海道は必ず冬は来るわけで、だから灯油の値段が上がったときから始まった条例なの

だけれども、これは福祉の心としてやるのなら毎年動向を見るのではなくて、町の福祉政策の一つとして私はやっていくべきではないのかと。これ以上言いません。余り言うとなれなのだけれども、どうですか、町長。相当な金額、お金かかるのは事実ですよ。だけれども、物すごく町の財政を圧迫するような私は額ではないと思っているの。だから、これは恒久化していくと、そういうふうにはいたしませんか。これ町長の……

○町長（佐藤克男君） 前向きに検討させていただきます。

○議長（野村 洋君） よろしいですか。

○4番（黒田勝幸君） ただいまのご質問と関連いたしますけれども、この説明資料を見ますと、いわゆる事業の概要ですけれども、今年は610世帯ということでございまして、250万のうち道の補助が60万、町費が190万と、こういうことですね。これは、いわゆる道のほうから来るお金が250に対してこの金額なのか、また1町としてこういうようなあれなのか、その辺の中身。

それと、恒久化、いわゆる条例ですよ。これ道のほうではどういような、単年度でこういうふうには条例制定してやっているものか、そのかわりもあると思うのです。森町でそう決めた場合に、毎年やるのだよと決めた場合に、道のほうが単年度で例えばだめになれば町で全額持たなければならないということにもなるでしょう。だから、道の条例がどういふうになっているのかなということと、この金額の割合、いわゆる610に対してこういうふうには1件当たり何ぼとかと来ているものか、その辺の中身をちょっとお知らせください。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） お答えします。

この補助金の中身でございますけれども、この道の条例というか補助要綱では、この冬の経費に対する助成ということで森町の場合は事業費が120万円が限度となっております。それで、その2分の1ということで60万円の補助額というふうになるものでございまして、100万円以上は幾らでも60万しか支給されないというふうになってございます。

それと、道のほうの今後の補助金の見通しですけれども、あくまでもこれは補助金でございますので、道のほうでも財政が厳しくなればいつでもやめるという状況もございまして、町としましてもその辺の事情も勘案しながら、道の条例の続く限りは今やっているのですけれども、その辺のことも勘案して今考えているところでございます。

以上です。

○4番（黒田勝幸君） 道から来るのは森町として120万円が限度で、今回610だからこの金額ですよということを今言ったのだね。そうすると、道でも単年度でやっているようなので、町長が今前向きに検討したいというご発言がありました。となると、やはりこれはかなり慎重にかかって恒久化するのであればこの条例というのは考えなければならないですよ。いわゆる道から来ないと、丸々100%町で持たなければならないということで財源の問題もありますから、その辺を本当に慎重に考えてやらなければならないと、こう思っておりますけれども、いかがですか。

○町長（佐藤克男君） それも含めて検討したいと思います。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから議案第3号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。  
日程第5、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第4号 平成22年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、議案第4号についてご説明いたします。

本案は、平成22年度森町一般会計補正予算の第7回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,002万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ92億1,075万5,000円にしようとするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、6ページの第2表、債務負担行為補正のとおりでございますが、平成23年4月1日からの業務委託契約につきまして、その支出負担行為事務を平成22年度内に執行できるよう債務負担行為を補正しようとするものでございます。

第3条の地方債の変更につきましては、第3表、地方債補正のとおりでございます。

以下、8ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。まず、歳入でございます。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億5,561万6,000円の補正につきましては、今回の補正額の一般財源部分について普通交付税留保財源を充当しようとするものでございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目2農林水産業費負担金331万円につきましては、国営駒ヶ岳畑地帯総合土地改良事業受益者負担金繰上償還金でございます。

款13使用料及び手数料、項2手数料、目4農林水産業手数料831万円につきましては、水産系副産物処理手数料を計上してございます。

10ページをお開き願いたいと思います。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、補正額9,531万4,000円の主なものといたしましては、これまでの児童手当部分を減額し、子ども手当国庫負担金として1億903万9,000円を追加補正するものでございます。



項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金1,396万1,000円の補正につきましては、濁川地デジ共聴委員会に対する無線システム普及支援事業費補助金でございます。

款15道支出金、項1道負担金、目1民生費負担金の補正につきましても先ほどの国庫負担金同様に児童手当負担金を減額し、子ども手当負担金を追加補正しようとするものでございます。

12ページをお開き願います。款15道支出金、項2道補助金、目5農林水産業費補助金1,019万9,000円につきましては、農業委員会活動促進事業交付金116万5,000円、強い農業づくり事業補助金として330万6,000円、地域づくり総合交付金として510万円が主なものとなっております。

14ページをごらんいただきたいと思えます。款20諸収入、項6雑入、目4弁償金5,638万4,000円の補正につきましては、東急建設・星組渡辺特定建設工事共同企業体との訴訟事件の判決が確定したことにより弁償金として5,620万2,000円、訴訟費用分として18万2,000円、合計5,638万4,000円を計上しようとするものでございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。16ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費1,396万1,000円の補正につきましては、先ほど歳入でも触れましたが、濁川地デジ共聴委員会が実施するテレビ共聴施設設置事業に対する補助金でございます。資料ナンバー3を提出してございますので、ご参照願います。

目11諸費、節13委託料278万3,000円につきましては、歳入で説明しましたとおり賠償金請求訴訟事件の判決が確定したことを受け、受任弁護士との委任契約に基づき訴訟事務委託料を計上しようとするものでございます。

18ページをお開き願います。款2総務費、項4選挙費、目3北海道知事及び道議会議員選挙費の155万1,000円の補正につきましては、平成23年4月執行予定の選挙に係る経費を補正しようとするものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費250万円につきましては、議案第3号でご説明いたしました福祉灯油給付事業に係る費用を計上しようとするものでございます。

目4老人福祉総務費、節28繰出金2,678万8,000円につきましては、介護保険事業、介護サービス事業特別会計への繰出金でございます。

20ページをごらんいただきたいと思えます。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節20扶助費7,276万1,000円につきましては、子ども手当制度が創設されたことにより児童手当との予算の調整を図ろうとするものでございます。

目2児童福祉施設費、節7賃金から22ページの節18備品購入費までにつきましては、学童保育事業に係る経費を計上しようとするものでございます。

22ページ中段の款4衛生費、項1保健衛生費、目6病院費の1億6,335万1,000円の補正につきましては、国民健康保険病院事業会計への補助金でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費840万6,000円の補正につきましては、強

い農業づくり事業補助金としてタマフクラ生産部会、きゅうり部会に対し、それぞれ選別機等の導入事業に対する補助金として330万6,000円、地域づくり総合交付金として森町トマト生産振興協議会が実施するパイプハウス設置事業に対し510万円を交付しようとするものでございます。資料につきましては、資料ナンバー4番、5番を提出してございますので、ご参照願います。

24ページ下段の項3水産業費、目4水産施設管理費、節13委託料785万2,000円の補正につきましては、水産系副産物処理量の増加により肥料製造作業委託料を補正しようとするものでございます。

続いて、26ページをお開き願います。款7商工費、項1商工費、目2観光費148万1,000円の補正につきましては、つど〜る・プラザ・さわら浄化槽改修経費でございます。

28ページをごらんください。款8土木費、項6住宅費、目1住宅管理費、節11需用費100万円につきましては、町営住宅の小破修繕経費を補正しようとするものでございます。

続いて、30ページをお開き願います。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節18備品購入費10万円につきましては、寄附金により森小学校へ図書を購入しようとするものでございます。

32ページをお開き願います。項5社会教育費、目1社会教育総務費、節9旅費97万3,000円の補正につきましては、国指定史跡鷲ノ木遺跡追加指定申請に伴いまして公有地化が必要な用地交渉に係る旅費を計上しようとするものでございます。

項6保健体育費、目2体育施設費、節18備品購入費23万6,000円につきましては、すこやかロード関連事業助成金、これを受けましてノルディックウォーキング用具を整備しようとするものでございます。

以上、議案第4号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。事項別明細書8ページから35ページまで、歳入歳出一括で行います。

○4番（黒田勝幸君） 21ページ、3の民生費、いわゆる子ども手当のことでございますけれども、今年度も2回ぐらいかな。支給されたのかな。そのようなことで、実際対象者の人数は幾らで、そしてこの過去に支給した中で全員が支給されたのか、またまだ受けていない人がいるものか、これまでのをちょっとお願いします。

○住民生活課長（竹内 明君） 子ども手当につきましては6月と10月、今後2月の支給が予定されております。6月につきましては、子ども手当2カ月分につきましては3,935人、10月につきましては4カ月分になりますので8,307名に支給しております。2月の見込みとすれば8,494人を予定しております。子ども手当につきましては、申請に伴いまして支給という形になりますけれども、全員申請を行い支給している状況でございます。

以上でございます。

○4番（黒田勝幸君） ありがとうございます。

それで、子ども手当の費用につきましては、国からも来ますけれども、町費もこれは出さなければならぬシステムになっているのでしょうか。これは、将来的にもずっとこのような形でいくものでしょうか、見通しはいかがですか。

○住民生活課長（竹内 明君） 将来的なことはまだ未定でございますけれども、町の負担割合とすれば以前の児童手当の支給割合、これを超えることのない状況で支給割合というか、町の補助、一般財源負担としております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第5号 平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第5号について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第4回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ317万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億6,764万8,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入について説明いたします。1段目、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2特別調整交付金90万円は、国保連合会のレセプト電算化に伴うシステム改修に係る経費に対して国より交付金が交付されるものでございます。

次に、款5前期高齢者交付金の補正は、今年度の確定した交付金を平成21年度国、道負担金返還金に充てるものでございます。

款6道支出金、項2道補助金、目2特別調整交付金57万9,000円は、車両購入経費に対する道補助金となっております。

最後に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金94万8,000円は、人件費、事務費等に係る経費を繰り入れるものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出について説明申し上げます。最初に、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節4共済費の1万円は、雇用保険の掛金率の変更により補正するものでございます。また、節13委託料1万3,000円は療養費の審査委託料不足分を補正するものでございます。

次に、目2連合会負担金、節19負担金補助及び交付金90万円は、歳入でも説明申し上げましたように国保連合会のレセプト電算化に伴うシステム改修に係る経費を負担するものでございます。

款1総務費、項3運営協議会費、節1報酬の5万7,000円は、今年度国保運営協議会の開催を2回予定していたところでございますが、3回となるため補正するものでございます。

一番下段の款1総務費、項5特別対策事業費、目1収納率向上特別対策事業費の節11から節17は、歳入でも説明申し上げましたように収納嘱託員が収納に行くときに利用する車両購入費等となっております。

次に、8ページをお開き願います。款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、節19負担金補助及び交付金7万3,000円は、平成22年度分後期高齢者支援金納付額が確定したため不足額を補正するものでございます。

最後に、款9諸支出金、項1償還金及び還付金、節23償還金利子及び割引料67万6,000円は、平成21年度分国、道負担金や補助金精算返還金でございます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。事項別明細書4ページから9ページまで、歳入歳出一括で行います。

○2番（堀合哲哉君） 7ページ、備品購入費、公用車購入費についてお聞きしたいと思います。

これは、収納率向上特別対策事業費の中に組み入れられているのです。これは保健福祉課が収納率向上に、これ収納管理課のかかわりでないのかと。これ国保担当者が使うのですか、収納率向上に。国保財政が悪い悪いと言って、ここに計上したらだめですよ、町税も含めてやるのなら。これ収納管理課か税務課でつけばいいのでしょうか。私の言っていることが間違いだったら指摘してください。これ何の目的で使うのですか。その辺、ご説明願いたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） お答えします。

何の目的で使用するのかということでございますけれども、これは国保税の徴収ということの目的で使うということで計上させてもらっています。国保税の収納に使うということであれば、国保加入者の割合に応じて道補助金も入るということで、その補助金を活用しながら購入させていただきたいということでございます。

○2番（堀合哲哉君） 補助金を活用するのはわかるのだけれども、でも結局これ歳出で出るわけです。それでなくても今国保税の税率にかかわって、これだけ議論をしてきたわけです。使用目的は、国保税の徴収だけではないはずなのです。町税もやるのでしょうか。こんな費用をたとえ130万ぐらいのお金でもこういう形で突っ込んでくるところに、考えるべきことあるのではないですか。そうでないと、国保税そのものの考え方を変えていかぬとだめだ。国保会計そのものというのを。細かい話かもしれぬけれども、実際使う課によってやっていただかないと、これここに突っ込まれてやられてしまうといろんな影響出てくるのではないですか。でも、保健福祉課で使わないでしょう。使うのは収納管理課なのでしょう。違うのですか。それははっきりさせてください。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） お答えします。

国保事業につきましては町の事業ということで、森町はたまたま国保、保健福祉課、それから税務課、それから収納管理課、3課に分かれて仕事をしてしておりますけれども、その町によっては1課で全部やっている町もあるというふうに聞いておまして、国保事業に使うものについては、これは補助金もそれは使えるというふうになってございます。また、この補助金以外に財源といたしましてはその他財源ということで、国保財源は税率は使っておりませんで、これは事務費という経費になりますので、一般会計のほうから繰り入れて充当するというふうになっておりますので、国保財政には直接影響ないものというふうに考えております。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 堀合議員、よろしいですか。

○2番（堀合哲哉君） 今佐藤町長は12月広報でも所得割9.5%にしないと言っているわけです。そういう議論ばかりしてきているわけです。議会では1%が、もうこれも最低町民の方にお願ひできる最高の数字だろうと、今の現段階で。そういう判断で議会で決定したわけです。そういう中で、今佐藤課長は国保の財政は一切使っていませんよと。だけれども、この公用車購入そのものが国保そのものの徴収もかかわるのかもしれない。保健福祉課で、原課で職員も徴収に歩いているのかもしれない。私、一切歩いていないとは言わないけれども、でも主立った仕事は収納管理課なのです。筋論からいけば、国保税の徴収だけではないのです。町税もあれば固定資産税もある。軽自動車税もあるのです。だから、そういうことを考えると、やっぱり収納管理課で今使うのですよと、収納対策事業ですもの。だから、そういう考え方に基づかないと、どこかで使う課のものがほかのところから出てきて、実は使用は収納管理課だけで、もともとの持っているのは国保のほうだと。こんな関係だけができるだけです。だから、その辺をはっきりしたほうがいいのです。だから、これは買うのなら佐藤課長がおっしゃったように、国保財政の影響はないとおっしゃったけれども、それならば町費で買えばいいの。これやればいいの。これが1,000万超えとか、1億超えという話なら別ですよ。だから、その辺のけじめだけは私はしっかりつけるべきだと、そういうふうに思うのです。副町長、手挙げておりますので、お願いします。

○副町長（増田裕司君） 先ほど担当課長が申しあげました国保税は充当されていないというのは形式論でございまして、一般会計から行っている税は町民全体の税から行っているわけで、その面に限って申しあげますと収納管理課の経費で出すのが至当だろうと、こういうご意見だろうと思います。それはそれでご見解だと思っておりますが、実は建設課のほうで自動車の全部ではございませんが、一元管理をしております。管理をしているのを見ますとキロ数、それから年数がかなりいってまして、足でけ飛ばすと塗装がはがれるような車もございまして、建設課のほうから新しい車を入れてくれと言っているのですが、壊れるまで乗れというふうに言っております。しかし、そうはいつでも17年、18年たっているものもあるものですから、有利な方法で少しでも車両を更新していかなければならないなという考えを持っていた際にこの収納率向上対策事業、補助金が来るということがありましたもので、業務的には国保税を役場の中でいいますと保健福祉課が本来やるべきものを税務課なり収納管理課のほうにお願いをして行っていると。これは内部的な話でございまして、そういうことでもございまして少しでも環境を整えてあげたいということでこの道を選択したわけでもございまして、決して一般会計から出ているから関係がないのだと、そういうことではございませんので、ひとつご理解をいただきたいと存じます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時04分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○副町長（増田裕司君） 建設課で管理しておりますのは、管理の一元化ということでございまして、主として使う車は限定しておりまして、特に一般的に借りる場合は今日は借りますと、鍵を受けて終わったら返すと。ただ、収納管理課のほうにつきましては、これは毎日でございますので、車が特定されてくるわけでもございまして、そういうところには少しでもいい環境を整えてあげたいということでこの選択をしたということでございまして、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第7、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

1時10分まで昼食のため休憩をいたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時10分

○議長(野村 洋君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第8、議案第6号 平成22年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(佐藤 洋君) それでは、議案第6号について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第2回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ187万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,046万5,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。まず、歳入についてですが、款3繰入金、項1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金187万6,000円は、北海道後期高齢者医療広域連合への繰出金の額が確定したため、不足額を一般会計より繰り入れるものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出ですが、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補助及び交付金の187万6,000円も歳入でも説明申し上げましたように保険基盤安定分の繰出金の額が確定したため、不足額を増額補正しようとするものでございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第6号に対する質疑を行います。事項別明細書4ページから7ページ、歳入歳出一括で行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第8、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号

○議長(野村 洋君) 日程第9、議案第7号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(佐藤 洋君) それでは、議案第7号について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億114万円を追加し、歳入歳出それぞれ15億5,202万2,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入について説明申し上げます。款4国庫支出金、款5支払基金交付金、また款6道支出金から6ページ、款8繰入金、項1一般会計繰入金までは1億9,979万6,000円の保険給付費補正額増に対するルールに基づいたそれぞれ歳入となつてございます。

6ページ下段の款8繰入金、項3基金繰入金、節1準備基金繰入金の3,396万7,000円は、歳出の不足額を補うために介護給付費準備基金より繰り入れるものでございます。

次に、歳出にまいります。8ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料、節3職員手当、節4共済費の補正は人事異動によるものでございます。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査等費、節12役務費は主治医意見書作成手数料不足分を、また節13委託料は認定調査委託料不足額を補正するものでございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費から10ページの款2保険給付費、項1介護サービス等諸費の目3地域密着型介護サービス給付費、目8居宅介護住宅改修費、目9居宅介護サービス計画給付費、また下段の款2保険給付費、項4高額介護サービス等費と12ページ、款2保険給付費、項5高額医療合算介護サービス等費は、それぞれ給付費増による見込額を補正するものでございます。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第7号に対する質疑を行います。事項別明細書4ページから13ページまで、歳入歳出一括で行います。

(「なし」の声多数あり)



○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから議案第7号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。  
日程第9、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第8号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に77万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億1,231万7,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書4ページ、5ページをお開き願います。歳入からご説明いたします。款3繰入金、項1一般会計繰入金は、次に説明いたします歳出の不足分に充当するため繰り入れをいただくものでございます。

款4繰越金、項1繰越金は前年度繰越金でございます。

次に、款5諸収入、項1雑入は雇用保険の自己負担分、それから介護実習費用等が主なものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出、款1総務費の目1一般管理費、節11需用費の修繕料47万9,000円は、さくらの園の暖房用の循環ポンプの修繕、それから小型除雪機の修繕と、それと園内の非常灯設備の修繕をしようとするものでございます。

次に、款2事業費、目1施設介護サービス事業費の28万3,000円につきましては、人事異動による人件費の精査でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第10、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長(野村 洋君) 日程第11、議案第9号 平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長(島倉秀俊君) それでは、議案第9号についてご説明いたします。

本案は、平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第3回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5万1,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5,069万4,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入でございますが、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の14万8,000円の減額につきましては、歳入における繰越金等の増額及び歳出の減額により基金からの繰入額が減少となるものでございます。

次に、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金の9万3,000円の増額につきましては、平成21年度の剰余金でございます。

次に、款6諸収入、項1雑入、目1雑入の4,000円の増額につきましては、雇用保険の料率改定による臨時職員の自己負担分の部分でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。款1総務事業費、項1総務事業費、目1総務事業費、節2給料から節4共済費までの人件費につきましては人件費の精査によるものでございます。節11需用費の18万2,000円の減額につきましては、主に施設における電気代の減額によるものでございます。節13委託料でございますが、電気保安業務委託料の増額によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第9号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第11、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長(野村 洋君) 日程第12、議案第10号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長(大久保善之君) それでは、議案第10号についてご説明いたします。

平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第3回の補正となるものでございます。

第2条、平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の部、第1款病院事業収益、既決予定額9億4,768万4,000円に1億6,335万1,000円を補正し、11億1,103万5,000円とするものでございます。

支出の部、第1款病院事業費用、既決予定額10億7,585万2,000円に27万4,000円を補正し、10億7,612万6,000円とするものでございます。

第3条、債務負担行為の補正につきましては、平成23年度の院内清掃業務委託にかかわる債務負担の設定でございます。

第4条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものでございます。

経営健全化補助金、既決予定額ゼロ円に1億6,335万1,000円を補正し、1億6,335万1,000円にするものでございます。

2ページをごらんください。事項別明細書によりご説明いたします。収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、補正予定額1億6,335万1,000円は経営健全化補助金でございます。

次に、支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費2,949万6,000円の減額補正は、平成22年度医師1名の採用を見込んでおりましたが、今年度の採用の見込みがないため減額するものでございます。

目3経費、補正予定額2,977万円は応援医師に対する報償費、謝金でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第10号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第12、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号

○議長(野村 洋君) 日程第13、議案第11号 平成22年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(石島則幸君) それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の2億9,746万1,000円から43万4,000円減額し、収入総額を2億9,702万7,000円としようとするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億442万9,000円から24万7,000円減額し、支出総額を3億418万2,000円としようとするものでございます。

第3条の債務負担行為につきましては、予算第5条記載のとおりでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益43万4,000円の減額は、配水管の移設の実施に伴い、補償費として受け入れる負担額を精査したことによるものです。

支出につきましては、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費45万7,000円の補正は、職員の手当及び法定福利費の精査によるものと配水管移設工事の実施に伴っての精査によるものと支障となる配水管の設計業務の委託費用の計上によるものです。

同じく、目5総係費21万円の増額は職員手当の精査によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第11号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第13、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号

○議長(野村 洋君) 日程第14、議案第12号 平成22年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(石島則幸君) それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町公共下水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、既決予定額の4億396万5,000円を12万7,000円増額し、支出予算総額を4億409万2,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の収入につきまして、既決予定額の2億6,972万5,000円を102万1,000円増額し、収入総額を2億7,074万6,000円に、支出につきましては既決予定額の4億6,337万円から784万9,000円を減額し、支出総額を4億5,552万1,000円にしようとするものでございます。

次に、第4条の債務負担行為につきましては、予算第5条記載のとおりでございます。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1下水道事業費用、款1下水道事業費用、項1営業費用、目4総係費12万7,000円の増額は、職員の手当及び法定福利費の精査によるものです。

次に、資本的収入及び支出の収入についてであります。款1下水道事業資本的収入、項2国庫補助金、目1国庫補助金500万円の減額は、補助事業の精査によるものです。

同じく項4受益者負担金、目1受益者負担金602万1,000円の増額は、一括納付などの促進によるものでございます。

4ページをお開きください。支出につきましては、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費784万9,000円の減額は、委託業務実施に伴う執行残及び借り上げ料等の精査によるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第12号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第14、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第1号

○議長(野村 洋君) 日程第15、発議第1号 森町議会会議条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○4番(黒田勝幸君) それでは、発議第1号 森町議会会議条例制定について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本条例については、議会の監視機能のさらなる充実、強化を図り、議会が主導的、機能的に活動できるように定例会の開催回数を年1回とする通年議会の本格実施に伴い、関係条例等との整合性を図るために既存条例や規則の改廃を含め、新たに森町議会会議条例を制定しようとするものであります。

第1条、議会の定数につきましては、平成22年6月会議で改正した森町議会議員の定数を定める条例についての議員の定数16人を規定しています。

第2条、定例会の回数につきましては、通年議会の実施に伴い、定例会の回数を現行の年4回から1回に規定するものです。

第3条、会期につきましては、定例会の会期を1月1日から12月31日までの通年とする規定であります。

第4条、本会議につきましては、3月、6月、9月、12月に定例に再開し、緊急審議が必要な場合は、その都度再開できるものと規定したところでございます。

第5条、本会議開催の協議につきましては、定例、定例以外の本会議開催に係る協議について規定しています。

次に、第8条、休会につきましては、第3項及び第4項の規定により休日でも夜間でも議会の開催が可能となる規定であります。

第9条、一事不再議の取り扱いに関する条例です。一事不再議につきましては、定例に再開する本会議の都度に事情変更の原則があったものと定めるみなし規定であります。

第10条、専決処分の指定につきましては、軽易な事項について、議会がその議決により町長の専決できる事項を指定して委任することにより、町長が議会にかかわって処分する自治法第180条第1項の議会の委任による専決処分の規定であります。

第11条、調査機関の設置につきましては、議長の諮問により設置可能な調査機関の規定であります。

附則第1項の施行期日につきましては、平成23年1月1日から施行するものであります。

本森町議会会議条例の制定に伴い、附則第2項の第1号、森町議会議員の定数を定める条

例と第2号、森町議会定例会条例について廃止するものであります。

以上、発議第1号の提案に対する趣旨説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから発議第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

日程第15、発議第1号は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第15、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第16、意見書案第1号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第17、意見書案第2号 ヒト細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第18、意見書案第3号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第19、意見書案第4号 人工内耳の体外機器買い替え及び電池への助成に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第20、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第119条の規定による議員派遣の件については、お手元



に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第20のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第21 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長(野村 洋君) 日程第21、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会通年議会等の試行に関する実施要綱第7条に基づき、配付の上報告するものです。

◎休会の宣告

○議長(野村 洋君) お諮りします。

これをもちまして第1回定例会12月会議に付議されました議件の審議はすべて終了しました。

よって、平成22年第1回森町議会定例会12月会議を終了いたします。

休会 午後 1時40分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

平成22年12月14日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員